

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	東京都国民健康保険団体連合会における電算処理システムの移行(国保総合システム)に伴う電算修正等について
----	---

内容は別紙のとおり

## 条例の根拠

## 【諮問】

第11条第2項第5号(目的外利用)

第16条第1項本文(電子計算機による個人情報の処理変更)

第17条第1項第4号(外部電子計算機との結合)

## 【報告】

第14条第1項(業務委託)

(担当部課：健康部 医療保険年金課 国保給付係)

## 事業の概要

事業名	国民健康保険、特定健診・特定保健指導
担当課	医療保険年金課、健康推進課
目的	国民健康保険 被保険者の疾病・負傷・出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。 特定健診・特定保健指導 生活習慣病の発症と重症化を予防する。
対象者	国民健康保険被保険者
事業内容	<p>現在、国民健康保険に係る保険給付における診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の審査・医療機関等へ支払事務、レセプトの管理等及び特定健診・特定保健指導に係るデータ管理を東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託している。</p> <p>23年4月からのレセプトの原則電子化の実施に伴い、国保連において電算処理を新システム（以下「国保総合システム」という。）へ移行することとなった。</p> <p>この移行に伴い以下の処理変更を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国保連への処理委託に必要である被保険者資格情報である被保険者資格マスターについて、これまで国民健康保険と特定健診・特定保健指導で別々に国保連へ送付していたが、国民健康保険に係る被保険者資格マスター1本に統合し、これを送付する方法に変更する。</li> <li>2 国保総合システムへの移行に伴い、特定健診・特定保健指導における特定健康診査未受診者対策として、国籍情報を特定健診・特定保健指導のシステムへ連携させて取り込むことにより、外国人対象者への効果的な周知と勧奨へ繋がられるため、被保険者資格マスターに国籍区分を追加し、委託業務に係る情報項目に国籍区分を追加する。</li> <li>3 レセプトの審査及び医療機関等へ支払事務に係る診療報酬明細書データ及び給付内容記録データの授受を通信回線による伝送に変更する。</li> </ol>

## 件名 特定健康診査のための外国人登録情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	医療保険年金課 健康推進課
登録業務の名称	外国人登録	登録業務の名称	特定健診・特定保健指導
登録業務の目的	日本に在留する外国人の 居住関係及び身分関係を 明確にするため	登録業務の目的	生活習慣病の発症と重 症化を予防する
登録業務に係る個人情 報の記録媒体	ホスト DB	登録業務に係る個人情 報の記録媒体	文書及び帳票 電子的媒体 ホスト DB
目的外利用を行う理由	23区中外国人登録者数最多の新宿区は、特定健診において受診率の向上に繋 げることを目的として、外国人対象者・未受診者への効果的な周知方法、勧奨 方法、多角的なサービスの提供方法を検討する。検討結果により、個別勧奨の 実施方法を変更する。		
目的外利用を行う情報 項目	特定健診・特定保健指導の対象となる外国人の国籍		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電子的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成23年 4月 1日 から 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

## 件名 国保総合システムへの移行に伴う被保険者資格マスターの情報項目の追加等について

保有課(担当課)	医療保険年金課、健康推進課
登録業務の名称	国民健康保険、特定健診・特定保健指導
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 新宿区国民健康保険被保険者</li> <li>2 記録項目 別紙1とおり <u>国籍区分の追加</u></li> <li>3 記録するコンピュータ 区ホストコンピュータ(情報政策課)</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	<p>現在、資格確認のための国保連に提供している被保険者資格マスターについては、国民健康保険のレセプトの審査・支払事務及びレセプトの管理システムに係るものと、特定健診システムに係るものを別々に送付しているが、今回のシステムの変更に伴い、23年度から国民健康保険での被保険者資格マスターのみとして、国保連で特定健診システムに連携させるため。</p> <p>また、特定健康診査の未受診者対策として必要となる国籍区分について、被保険者資格マスターに項目追加することにより、外国人対象者・未受診者への効果的な周知方法、勧奨方法、多角的な健診サービスの提供を検討する。検討結果により個別勧奨の実施方法を変更する。</p>
新規開発・追加・変更の内容	国民健康保険と特定健診・特定保健指導の業務処理で、国保連に毎月別々に送付している被保険者資格マスター(資格情報)を1本にするとともに、国籍区分を追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区における電算処理開発は自区内で行うものであり、新宿区情報セキュリティポリシーに基づき適正に処理する。</li> <li>2 国保連においては、国民健康保険団体連合会中央会及び国保連の「電子計算処理データ保護管理規程」により、個人情報の目的外利用禁止、法令に基づかない個人情報の外部提供・閲覧の禁止、個人情報データ保管基準、データ保護管理者の設置等の保護措置が図られる。</li> </ol>
新規開発・追加・変更の時期	平成23年4月1日から 以降継続

## 件名 国保総合システムへの移行に伴う外部結合における情報項目の追加について

保有課（担当課）	医療保険年金課、健康推進課
登録業務の名称	国民健康保険、特定健診・特定保健指導
結合される情報項目（だれの、どのような項目か）	国民健康保険被保険者 別紙1、2のとおり
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する項目追加理由	<p>【情報項目の追加】</p> <p>1 被保険者資格マスター 別紙1 情報項目に国籍区分を追加する。</p> <p>【新たな外部結合】</p> <p>2 診療報酬明細書データ及び給付内容記録データの授受 別紙2 毎月提供される診療報酬明細書の審査結果である診療報酬明細書データ及び給付内容（再審査、過誤、給付記録の補正）記録データについて、MT及び紙で送付されてきたが、システムの移行に伴い、通信回線により伝送することとする。</p>
結合の形態	医療保険年金課に設置する専用端末を利用し、公衆回線を専用化して送受信する。（変更なし）
結合の開始時期と期間	平成23年4月1日から以降継続
情報保護対策	<p>「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」、「医療保険年金課、健康推進課における情報セキュリティ実施手順」及び「平成15年3月14日保国発第013401号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知」を遵守し、以下の措置を講ずる。</p> <p>1 送信する交換情報ファイルは暗号化する。</p> <p>2 システムについては、不正アクセスを防ぐファイアウォールを設ける。また、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図る。</p> <p>3 小型電算の利用は、当該事務を行う職員を限定するとともに、システムの起動については、パスワードでの確認措置をとり、担当職員以外の者による起動はできないものとする。</p> <p>4 システムを操作する職員には、個人情報保護及び管理を十分認識するよう研修・指導を実施する。</p> <p>5 伝送に使用するパソコンは、インターネットや庁内ランシステムとの結合は行わない。</p>

## 件名 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び費用決済処理委託の項目追加について

保有課(担当課)	医療保険年金課、健康推進課
登録業務の名称	特定健診・特定保健指導
委託先	東京都国民健康保険団体連合会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	健診結果、問診結果、保健指導結果及び別紙1のとおり(国籍区分追加)
処理させる情報項目の記録媒体	電子的媒体(特定健診等データ管理システム)
委託理由	東京都において国保事業を実施している区市町村並びに国保組合の保険者すべてが加入している東京都国民健康保険団体連合会に委託し、共通する事務を一元的に共同処理することにより、医療保険者として事務処理の合理化及び効率化が図られる。 新たに国籍区分をデータ管理項目に追加することで、外国人対象者・未受診者への効果的な周知と勧奨へ繋げることができる。追加
委託の内容	・特定健康診査・特定保健指導のデータ管理及び分析 ・特定保健指導に係る費用決済
委託の開始時期及び期限	平成23年 4月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	「新宿区個人情報保護条例」、「新宿区情報セキュリティ規則・対策基準」、「医療保険年金課、健康推進課における情報セキュリティ実施手順」に基づき、個人情報保護管理を徹底する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙特記事項を付す。 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規定」の遵守

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## (資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## (業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## (監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## (従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## (事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## (公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## (損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 被保険者資格マスター関係

記号番号、世帯区分、被保険者証交付日、被保険者証回収日、新旧記号番号及び変更日、資格証開始日、資格証終了日、資格取得、資格喪失、高額・高齢区分、カナ世帯主名、漢字世帯主名、郵便番号、住所、個人番号、生年月日、性別、マル学（修学中の被保険者特例）・マル遠（遠隔地の被保険者特例）区分、カナ氏名、漢字氏名、国籍区分（追加項目）



**診療報酬明細書データ、給付内容記録データ関係**

氏名、生年月日、性別、国保記号番号、保険者番号、医療機関等名（薬局含む）、医療機関等コード（薬局含む）、請求点数、薬剤一部負担金、一部負担金、診療実日数、診療年月日、市区町村番号、受給者番号、都道府県番号、点数表、保険種別、本人・家族外、整理番号、疾病名、薬剤名